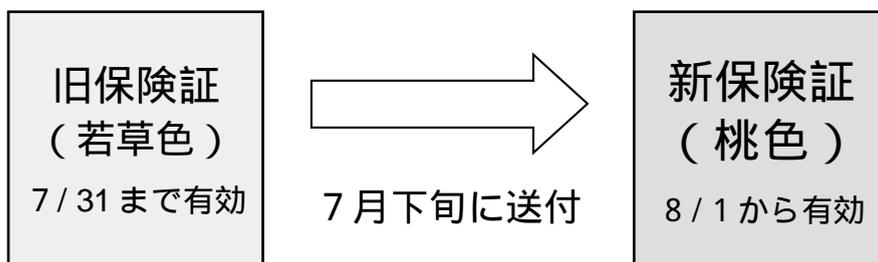


「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.3 保険証の一斉更新および保険料について

保険証の更新について

8月1日から保険証が変わります（新しい保険証は**桃色**です）



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1からは新しい保険証を使用することになります。（申請手続きは不要です）

新しい保険証は、7月下旬に送付します。なお、8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあつたりした場合は、住民福祉課住民福祉班までご連絡ください。

医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定しています。新しい保険証に記載されている1割(3割)は、8月1日から1年間適用となる医療費自己負担割合です。

1割負担となる方	<p>同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない方</p> <p>住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる場合でも、次に該当する方は申請により1割負担となります。</p> <p>同一世帯に加入者が1人の場合 その方の収入の合計金額が383万円未満 (または、その方の収入と同一世帯の70～74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満) 同一世帯に加入者が複数いる場合 加入者全員の収入の合計金額が520万円未満</p>
3割負担となる方	<p>同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方</p> <p>一定の要件を満たす場合は、申請により1割負担となります。 (上記、『1割負担となる方』参照)</p>

税制改正の扶養控除見直しにより、前年の12月31日現在において加入者である世帯主で、かつ同一世帯に所得が38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合、その世帯主であった加入者は、自己負担割合の判定にあたって住民税課税所得から次の金額を控除します。

16歳未満の者の人数×33万円 16歳以上19歳未満の者の人数×12万円

平成24年度の保険料について

7月中旬に、年間保険料額の通知書を送付します

保険料額の計算方法

『均等割額』 + 『所得割額』が年間保険料額となります。(賦課限度額は55万円)

【均等割額】1人あたり年間35,300円となります。

【所得割額】平成23年中の総所得金額等をもとに算定します。

所得割額 = [平成23年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円] × 7.15%

保険料の軽減制度(申請手続きは不要)

所得の低い方への軽減

平成23年中の所得状況に応じて保険料が軽減されます。

【均等割額】・・・世帯の所得状況に応じて、9割、8.5割、5割、2割軽減が受けられます。

【所得割額】・・・個人の所得状況に応じて、5割軽減が受けられます。

制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減制度に加入された時から保険料が軽減されます。(市町村国保、国保組合などの被扶養者の方は対象となりません)平成24年度の年間の保険料額は、3,500円となります。

保険料の納付方法について

平成24年度の保険料の納付方法・納付時期

4月の年金からすでに納めていただいている方【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金	年金	年金	年金	年金	年金

10・12・2月の納付額・・・確定した年間保険料額から、4・6・8月の納付額を差し引いた残額を10・12・2月の年金から納めていただきます。

7月から納付書または口座振替で納めていただく方【普通徴収】

4月～6月	7月～3月
納付なし	納付書 または 口座振替

確定した年間保険料額を、平成24年7月～平成25年3月に分けて納めていただきます。月々納めていただく保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

保険料の納め方は、手続きにより口座振替に変更することができます

口座振替を希望される場合は、住民福祉課窓口(または金融機関窓口)で手続きをしてください。手続きしていただくと年金からの納付が中止され、口座振替により納めていただくこととなります。

【手続きに必要なもの】振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、保険証

ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。